

主な討論

※討論は議案に対する賛否の態度、考え方を明らかにするものです。(討論順)

< 請願について >

森田 英治議員 (開政クラブ)

請願第3号及び請願第4号に賛成。請願第4号について、特定秘密保護法の問題点は、同法に指定されている特定秘密の範囲があいまいであり、広範に指定できる可能性がある。また、適正に運用されているかチェックする機関が独立していない。また、請願第3号について、集団的自衛権の行使の容認は、従来の政府が明確に違憲として解釈してきた。今の政府が、独自で解釈を変更することは、国民主義の憲法を否定することになる。以上の理由から、両請願に賛成する。

藤浪 清司議員 (公明党)

請願第3号及び請願第4号に反対。請願第3号の日本が他国防衛のため、戦争に参加するとの認識は誤解である。閣議決定では、今後も専守防衛に徹し、他国防衛のための集団的自衛権は、今後とも認めないと厳格な歯止めをかけている。請願第4号について、国民の知る権利、報道の自由は、法律の第22条に明記し保障をしている。罰則も国の安全に関わる機密と、民間企業の秘密の漏えいが同じであり、重いものではない。

石田 秀三議員 (日本共産党)

請願第3号及び請願第4号に賛成。特定秘密保護法の制定と集団的自衛権の行使容認は、同時並行で安倍内閣が進めてきたものであり、憲法第9条の改定と国防軍創設をめざす自民党の「国家安全保障基本法案」の中にも一体のものとして位置付けられている。国の基本を変える重大な決定が憲法改正手続きなしに行なわれ、重要な情報が秘密指定されれば、国民の知らない所で戦争ができる国づくりが進められる危険性が現実のものとなる。

中西 大輔議員 (すずか倶楽部)

請願第3号及び請願第4号に反対。請願第3号について、鈴鹿市議会での集団的自衛権や日本を取り巻く状況の議論が不十分。立法措置を行わないということなので賛同できない。ただし、拡大解釈で子供たちが戦場に送られないようにすべきと申し添える。請願第4号について、特定秘密保護法に関しては原発事故の扱いに疑念があり、平成26年9月であれば賛同できたが、施行が目前に迫った12月に国会に送ることは議会として不適當ではないかと考え賛同できかねる。

泊り 育美議員 (平明の会)

請願第3号及び請願第4号に反対。閣議決定は議論の終わりではなく始まりであること、安全保障法制整備に関する与党協議において「他国のために武力を行使しない」と示していること、憲法第9条が日本を守っているわけではないこと、特定秘密保護法第22条では「国民の基本的な人権を不当に侵害しないことや、報道・取材の自由に十分に配慮する。」と明記されていること等の理由から請願書にある懸念はないと考える。

< 議案について >

板倉 操議員 (開政クラブ)

議案第78号及び議案第79号に反対。その他の議案は賛成。反対する議案第79号は、特別職(議員も含む)の期末手当の増額についてだが、市民生活は明るい兆しがはっきり見える所まで行っていない。特別職については、市民の多くが景気の回復を実感できる状況になってから増額すべきであり、今回の増額は妥当ではない。また、議案第78号は、特別職の期末手当の増額の予算が含まれているため反対。